

平成31年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	613,516 件
(2) 年 間 総 給 水 量	133,224,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	364,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	10,703,772 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	33,498,108 千円	
第1項 営業収益	32,131,033 千円	
第2項 営業外収益	1,362,180 千円	
第3項 特別利益	4,895 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	28,563,474 千円	
第1項 営業費用	27,387,535 千円	
第2項 営業外費用	1,153,633 千円	
第3項 特別損失	2,306 千円	
第4項 予備費	20,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 16,576,619 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,060,623 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,609,678 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,690,088 千円、繰越利益剰余金処分額 3,403,567 千円及び当年度利益剰余金処分額 2,812,663 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,794,014 千円
第1項 企業債		1,352,000 千円
第2項 負担金及び寄附金		427,187 千円
第3項 補助金		14,827 千円
	支	出
第1款 資本的支出		18,370,633 千円
第1項 建設改良費		13,583,563 千円
第2項 償還金		4,777,070 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道業務端末等賃貸借及び保守 (追加分)	平成32年度から 平成34年度まで	23
次期水道事業長期構想策定支援業務	平成32年度	10,126
JICA草の根技術協力事業	平成32年度から 平成33年度まで	11,504
旧水道第1庁舎解体工事	平成32年度	188,495
料金未納整理等業務及び窓口受付業務	平成32年度	249,065
北部配水場更新事業 (No. 1PC配水池改修・管廊耐震補強)	平成32年度から 平成33年度まで	478,390

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	1,352,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,732,306 千円

(2) 交 際 費 425 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,340 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 6,216,230 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 6,216,230 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、499,798 千円と定める。

平成31年2月6日 提出

さいたま市長 清水 勇 人